【府の方針】
〇大阪府衛生対策審議会答申(平成24年10月)に基づき対策を推進します。

〇条例については平成25年3月に撤回し、実効性のある対策を検討します。

〇当面は、ガイドラインの策定をめざし、条例化についても、「特に公共性の高い施設については条例による義務化が必要」との答申に基づき、社会情勢を鑑み、

引き続き検討していきます。

大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン（案）概要

（目的）

このガイドラインは、受動喫煙のない社会の形成に関し、基本理念、府・施設管理者・府民の役割を提示し、受動喫煙の防止のために必要な対策等を行うことにより、府民の生命及び健康を保護することを目的として定める。

（基本理念）

受動喫煙の防止のために必要な施策は、たばこの煙が健康に影響を及ぼすものであり、特に妊婦、子ども等は重大な悪影響を受けるおそれがあることから特段の配慮がなされなければならないことに鑑み、施設の特性を考慮しつつ、総合的かつ計画的に実施されなければならない。

（基本指針の策定及び変更等に関する事項）

府は、ガイドラインの策定及び変更等に際し、有識者の意見を求めるとともに、事業者等との意見交換等を実施し、ガイドラインの内容が、施設管理者の権利を不当に害することがないよう留意する。

（施設において受動喫煙を防止するために必要な事項）

○多数の者が利用する施設においては、原則として建物内全面禁煙。

○喫煙室設置等による分煙について、管理者の自主的な判断に基づき喫煙専用室等を設置する場合は、[「分煙効果判定基準策定検討会報告書｣(平成14年6月)](http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/06/h0607-3.html)等を参考に実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 主な対象施設 | 実施することが望ましい取組 |
| Ⅰ | ⅠＡ | 学校、医療機関、官公庁、運動施設、社会教育施設等 | ○建物内全面禁煙及び敷地内における受動喫煙防止対策 |
| ⅠＢ | 公共交通機関、福祉施設等（屋外を含む施設、居室及び居室に準ずる空間を含む施設、不特定多数の者が利用しない施設等） | ○建物内全面禁煙※屋外を含む施設や居室及び居室に準ずる空間を含む施設、不特定多数の者が利用しない施設等については検討が必要 |
| Ⅱ |  | 飲食店、宿泊施設等（子どもや妊婦等が多く利用する施設等）物品販売・サービス店、金融機関、事務所、集会場、神社、寺院、教会、火葬場等、理容・美容所、公衆浴場、劇場・映画館、遊技施設等 | ○表示の推進○禁煙時間設定による分煙○喫煙室設置等による分煙 |
| Ⅲ | 風俗営業法対象施設（バー、スナック等）等 | ○表示の推進○禁煙時間設定による分煙○喫煙室設置等による分煙○受動喫煙防止への配慮　(配慮の例：換気の励行等) |
| Ⅳ | 公園、通学路、屋外レジャー施設、観覧場等 | ○受動喫煙防止等への配慮 |